

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成20年11月27日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第6号

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年長野県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

教育総務課



### 長野県告示第625号

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

#### 1 作業種類

公共測量（佐久市都市計画基本図修正）

#### 2 作業期間

平成20年11月4日から平成21年3月10日まで

#### 3 作業地域

佐久市北部地域

建設政策課

### 長野県公営企業告示第2号

昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行します。

平成20年11月27日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

別表中 「みずほ銀行」 長野中央支店 長野市 を  
「」 長野支店 「」

「みずほ銀行」 長野支店 長野市 」に、

「」 中野支店 中野市 を

「」 更埴支店 千曲市 」

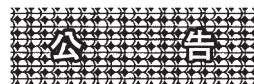
「」 中野支店 中野市

「」 更埴支店 千曲市

ゆうちょ銀行 長野県内及び新潟県内に 長野県及び  
所在する支店及び出張所 新潟県  
並びにゆうちょ銀行と銀  
行代理店契約を締結した  
郵便局株式会社の営業所  
(郵便局株式会社が業務  
を再委託した者の施設を  
含む。) 」

に改める。

経営企画課



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

##### （1）借入をする物品等及び数量

市町村行政情報ネットワーク用サーバ 一式

##### （2）物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### （3）借入期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

##### （4）借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

##### （5）入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

（2）一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

（3）長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（4）借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026（235）7138

#### 4 入札手続等

（1）契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

（2）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年12月15日（月）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

（3）郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人F.O.P

3 代表者の氏名

杉浦歩実

4 主たる事務所の所在地

飯田市知久町1丁目10番地 マチカン2002

5 定款に記載された目的

この法人は、南信州の発展及び環境の保全に寄与し、南信州に関わる全ての人たちが笑って、楽しく過ごせるように考え作り上げていくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人KUMO I

3 代表者の氏名

細野智行

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高有明7345番地154

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者が地域で安心してその人らしく生活できる社会の実現を図るために、障害を持った人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、誰もが地域あたりまえに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きらり

3 代表者の氏名

横山桂子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門桔梗町3番11号

5 定款に記載された目的

(1) この法人は、乳幼児の保護者に対して、託児所等の保育受託に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。  
 (2) この法人は、高齢者や障害者に対して、訪問介護及び、介護タクシー等の介護支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年11月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野情報通信研究所

3 代表者の氏名

唐澤 俊二郎

4 主たる事務所の所在地

長野市大字栗田1011番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を中心に自治体、大学等による情報通信ネットワークの構築と、それを用いた社会教育等の推進活動に関する支援事業を行い、高度情報通信ネットワーク社会の形成促進及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいの家千寿

3 代表者の氏名

藤森 昇

4 主たる事務所の所在地

安曇野市三郷明盛3573番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、小規模ケア施設に関する事業を行い、地域の少子高齢社会化に対する利便性を配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年10月31日	長野県第884号	乾燥菌体肥料	SH-1号	窒素全量 4.5 リン酸全量 2.0 その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及び その他の制限事項は公定規格のとおり	信州ハム株式会社 長野県上田市下塩尻950

農業技術課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

**1 開催日時及び場所**

- (1) 日時 平成20年12月20日（土）午前10時00分から
- (2) 場所 中野市市民会館 45号会議室（中野市三好町一丁目3番12号）

**2 都市計画の変更案の概要**

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

中野都市計画道路 3・5・5号 相生町線

平成6年中野市告示第58号の終点の位置を変更し、土地の区域のうちの一部を削除・変更します。

- (2) 変更案の閲覧

公告の日から平成20年12月15日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成20年12月11日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県中野建設事務所整備課又は中野市建設水道部都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

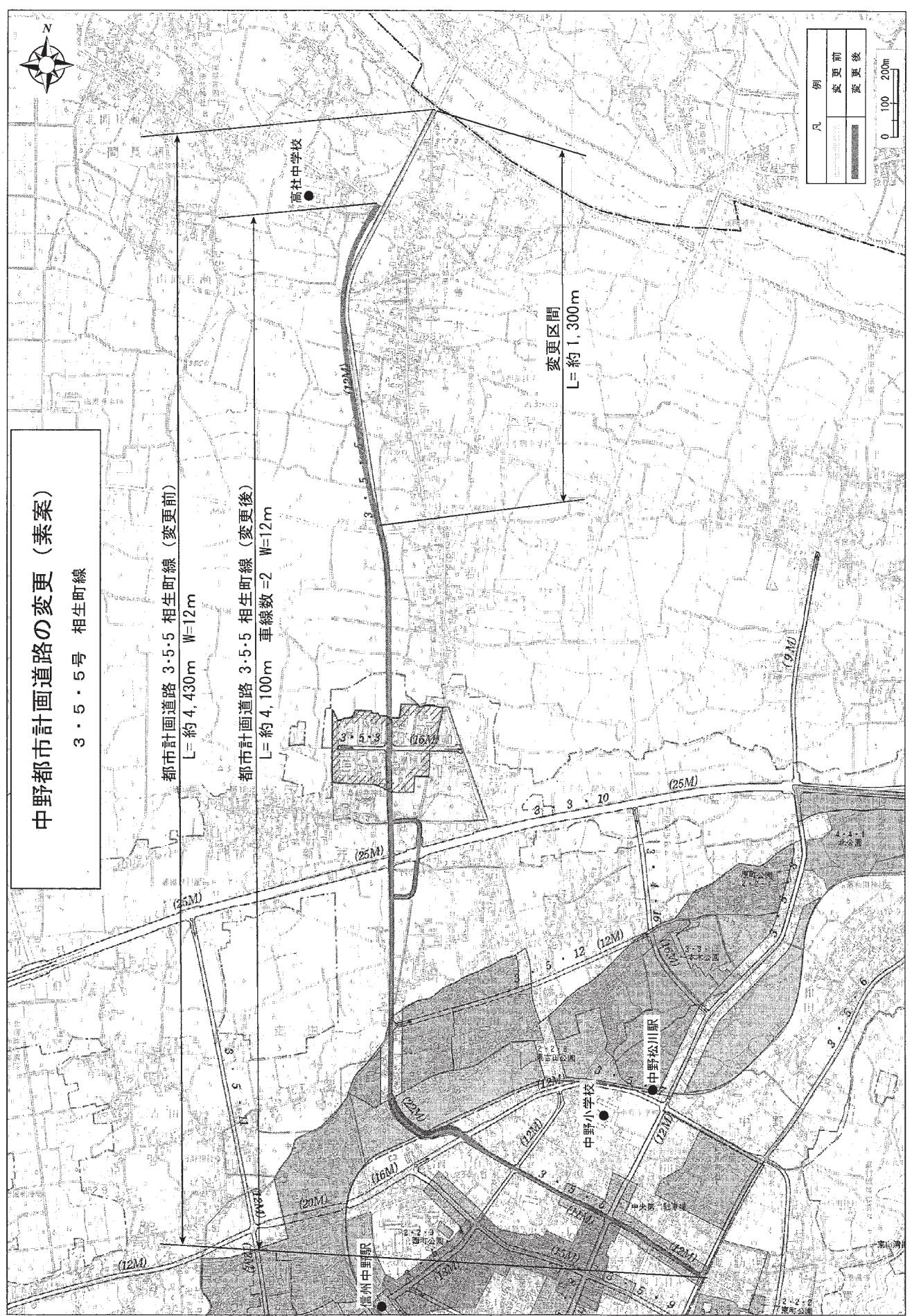
**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時：月 日 時 分)

## 公述申出書

(整理番号 )

中野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次とのおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

## 公告

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第23条の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成20年11月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 講習会の日時

平成21年1月29日（木）午前10時から午後5時まで

## 2 講習会の場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 議会棟1階講堂

## 3 対象者

屋外広告業を営む者及び屋外広告業を営もうとする者並びに広告物等の表示及び設置に関し必要な知識の修得を希望する者

## 4 講習事項

- (1) 屋外広告物の法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

## 5 講習会の一部免除

講習会を受けようとする者が、次のいずれかに該当する者であ

ることを証する書類の写しを受講申込みの際に提出したときは、4の(3)に掲げる事項に関する受講を免除します。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 6 受講の手続等
  - (1) 提出書類
    - ア 屋外広告物講習会受講申込書（以下「申込書」という。）
    - イ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦5センチメートル、横4センチメートルのものを申込書の写真添付欄に貼ること。）

ウ 5の免除を受けようとする者にあっては、5に規定する書類の写し

エ 郵送で申込みをする場合には、80円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒

(2) 受講料

3,500円 長野県収入証紙により（申込書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

※長野市長あて申込む場合は、長野市収入証紙により（申込書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(3) 申込書の用紙の交付場所及び提出先

最寄りの地方事務所の建築課（商工観光建築課）若しくは県庁建設部建築指導課景観係又は長野市都市整備部まちづくり推進課

(4) 申込書の受付期間

平成20年12月1日（月）から平成21年1月16日（金）まで  
(必着)

7 持参図書

テキストとして「屋外広告の知識」（第3次改訂版）第1巻／法令編、第2巻／デザイン編、第3巻／設計・施工編（編集 屋外広告行政研究会（株）ぎょうせい発行）と長野市発行の「長野市屋外広告物ガイドライン」を持参してください。

8 問い合わせ先

講習会についての問い合わせは、最寄りの地方事務所の建築課（商工観光建築課）若しくは県庁建設部建築指導課景観係又は長野市都市整備部まちづくり推進課都市デザイン担当にしてください。

建築指導課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月27日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

A重油 50,000リットル

(2) 物品等の特質

硫黄分質量0.8パーセント以下

(3) 納入期限

契約の日から平成21年3月31日までの別に定める日

(4) 納入場所

伊那市荒井3497

長野県伊那合同庁舎

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市荒井3497

長野県上伊那地方事務所 地域政策課

電話 0265 (76) 6800

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年12月15日（月） 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 501号、502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年12月9日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課